

休業等支援金実施概要

支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮と感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者の方を対象に支援金を給付いたします。

■支給額

	対象	北海道 給付金額	釧路市 給付金額	合計 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付対象外	30万円
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	
③	・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	
④	・酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者	給付対象外	30万円	

支給イメージと申請先

	北海道へ申請			釧路市へ申請
給付イメージ	道給付 30万円	市給付 10万円 <small>※道給付の支給決定データを 基に10万円を追加支給</small>	市給付 20万円 <small>※道給付の支給決定データを 基に20万円を追加支給</small>	市給付 30万円
対象者概要	道による休業要請等の対象施設 スナック、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ、ゲームセンター、映画館、展示場、ビデオレンタル、学習塾など		飲食店 料理店、喫茶店、居酒屋など	
	①法人事業者	②個人事業者	③酒類提供あり (19時以降の酒類提供自粛)	④酒類提供なし

①～③は北海道に申請

④は釧路市に申請

酒類提供のない飲食店への支援金の給付について（釧路市への申請）

○釧路市では、北海道の休業要請等によらない「酒類を提供しない飲食店」においても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に釧路市独自で給付金を給付いたします。

1 給付対象

酒類を提供しない食事提供施設について、4月25日（土）～5月6日（水）の全ての期間において、「2」の感染症防止対策に取り組んだ場合、支給対象となります。

仮に、休業等の要請期間が延長になった場合は、当該要請期間が終了するまで、継続いただきます。

【食事提供施設（例）】

○飲食店 ○料理店 ○喫茶店 ○和菓子、洋菓子店 等

2 感染症防止対策

以下の(1)及び(2)の取組を行う事業者

(1) 休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ）

- ①休業
- ②夜間営業の自粛（20時から5時までの営業の自粛）
- ③営業時間の短縮（2時間以上の短縮）
- ④イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業継続は可）
- ⑤店舗の座席レイアウトの変更（席数減によるソーシャルディスタンスへの配慮）

(2) 施設運営のきめ細やかな取組（いずれか一つ）

- ①3つの密（密閉・密集・密接）の防止
換気や行列間隔の工夫など
- ②飛沫感染・接触感染の防止
従業員のマスク着用など
- ③移動時の感染の抑止
時差出勤や在宅勤務など

※(2)の①～③については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします。

3 備考

・北海道の緊急事態措置以前に開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。なお、北海道による休業要請等の対象となる施設等については、北海道総合政策部のHPに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>

・釧路市内の事業所はもとより、道内全ての休業等を行った場合が対象となります。
この場合、市外に本社がある事業所も対象になります。

申請手続

■申請受付期間

現在調整中につき後日掲載します。

■申請方法

現在調整中につき後日掲載します。

■申請に必要な書類（予定）

- ①支援金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）
- ②営業実態が確認できる書類
（例）確定申告書の写しのほか、各種法規に基づく営業許可証の写し等
- ③休業や営業時間の短縮、酒類の提供時間を短縮していたことが分かる資料
（例）店頭告知チラシやメニュー、自社のホームページの写し等
- ④誓約書

※ご協力をお願いする期間中に、休業していたこと、酒類の提供時間を短縮していたことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社ホームページの写し等が必要となる予定ですので、休業等中に保存・記録しておいてください。

今後の流れ

現在調整中につき後日掲載します。

Q&A

Q1 支援金はいつから支給されますか？

A1 5月6日まで取り組みを実施していただいた後に、申請書で取り組み内容を確認の上、速やかに給付する考えです。

Q2 酒類の提供を行わない飲食店ですが、支給条件にある感染防止対策を実施した事業者について具体的な内容を教えてほしい。

A2 営業の休止や営業時間の短縮のほか、テイクアウト・デリバリーへの切り替えなど、感染症防止対策へ協力いただける事業者を対象と考えています。（詳細は決まり次第、周知します）

Q3 少なくとも4月25日から5月6日まで休業する必要があるとのことですが、4月25日に店舗を開けてしまった場合、支援金の対象とはならないのでしょうか？

A3 4月25日から協力していただいていることが条件のため、対象とはなりません。

お問い合わせ（平日 8:50～17:20）

釧路市 産業振興部 商業労政課

電話番号 0154-31-4548 0154-31-4611 0154-31-4522

※この支援金の予算執行については議会の議決又は承認が必要となります。